河合町参与の設置に関する規則をここに公布する。

平成30年 3月31日

河合町長 岡井康徳

河合町規則第 4 号

河合町参与の設置に関する規則

(設置)

第1条 町政に関する専門的事項又は政策的事項の推進及び事務の能率的な遂行を図るため、参与を設置する。

(身分)

第2条 参与は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第3号に 規定する特別職とする。

(雇用及び職務)

- 第3条 参与は、専門的な技術又は高度な専門知識と経験を必要とする職務について、これらを有する者から町長が雇用する。
- 2 参与は、町の行政組織に属さず、前項の職務のうち町長の特命事項に関する職務 を処理するものとする。なお、参与の管理監督者は町長及び副町長とする。

(雇用の条件)

第4条 地方自治法第16条の欠格条項に該当するものは、参与となることができない。

(雇用期間等)

第5条 参与の雇用期間は、1年以内とする。ただし、雇用の継続を必要とするとき は更新することができる。

(勤務日及び勤務時間)

- 第6条 参与の標準勤務日及び勤務時間は、別に定める。
- 2 前項定めた標準勤務日及び勤務時間は、必要がある場合には振り替えすることができるものとする。

(通勤費用)

第7条 参与には通勤費用を支給する。

(守秘義務)

第8条 参与は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた 同様とする。

(その他)

第9条 この規則の定めるもののほか、参与の勤務条件、その他については関係法令 に従い、また一般職の臨時職員の例に準じることとし、なお定めが必要な事項につ いては、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。